

配偶者暴力防止法の施行状況（令和 4 年度）

北海道保健福祉部子ども政策局子ども家庭支援課

1 配偶者暴力相談支援センター

(カ所)

区分	全国 (R4.3末現在)	北海道 (R5.3末現在)
配偶者暴力相談支援センター数	302	21

2 相談

(件)

区分	全国 (令和 3 年度)	北海道 (令和 4 年度)
配偶者暴力に関する相談件数	122,478 R2: 129,491 R元: 119,276	3,119
① 相談形態		
来所	34,522 (28%)	890 (29%)
電話	82,922 (68%)	2,087 (67%)
その他 (出張相談等、来所及び電話以外の相談)	5,034 (4%)	142 (5%)
② 性別		
女性 (相談者)	119,331 (97%)	3,027 (97%)
男性 (相談者)	3,147 (3%)	92 (3%)
③ 加害者との関係		
婚姻関係 (婚姻の届出あり)	97,623 (80%)	2,255 (72%)
事実婚 (婚姻の届出なし)	2,922 (2%)	84 (3%)
婚姻の届出有無不明	866 (1%)	28 (1%)
離婚済	16,711 (14%)	647 (21%)
生活の本拠を共にする交際相手	3,292 (3%)	72 (2%)
生活の本拠を共にした元交際相手	1,064 (1%)	33 (1%)

3 保護命令 (平成13年10月～令和 5 年3月の累計)

(件)

区分	全国	北海道
保護命令発令 (認容) 件数	41,558	2,246
生命等に対する脅迫のみを理由とするもの	7,540 (18%)	284 (13%)
① 被害者に関する保護命令のみ発令された件数	15,322 (37%)	1,445 (64%)
ア. 接近禁止・退去・電話等禁止命令	1,717 (4%)	77 (3%)
イ. 接近禁止・退去命令	2,107 (5%)	117 (5%)
ウ. 接近禁止・電話等禁止命令	5,192 (13%)	490 (22%)
エ. 接近禁止命令のみ	6,189 (15%)	759 (34%)
オ. 退去命令のみ	103 (0%)	1 (0%)
カ. 電話等禁止命令 (事後発令)	14 (0%)	1 (0%)
② 「子への接近禁止命令」と「親族等への接近禁止命令」が同時発令された件数 (①以外。事後発令含む)	6,477 (16%)	151 (7%)
③ 「子への接近禁止命令」が発令された件数 (②以外。事後発令含む)	16,314 (39%)	529 (24%)
④ 「親族等への接近禁止命令」が発令された件数 (②以外。事後発令含む)	3,445 (8%)	121 (5%)

4 一時保護

(件)

区分	R4実績	備考
配偶者暴力被害者の一時保護件数 (道内)	168	R3 : 129 R2 : 136
道立女性相談援助センター	54 (32%)	R3 : 37 (29%) R2 : 40 (29%)
一時保護業務外部委託	114 (68%)	R3 : 92 (71%) R2 : 96 (71%)

注1) 全国の件数は内閣府男女共同参画局調べ、北海道の件数は北海道保健福祉部調べ

注2) 道内の配偶者暴力相談支援センターは、道立女性相談援助センター、道庁、各(総合)振興局(14カ所)、札幌市(2カ所)、旭川市、函館市、苫小牧市

注3) (%)は、各区分毎の割合

注4) 保護命令発令件数は、最高裁判所提供の資料による

注5) 一時保護業務外部委託件数は、民間シェルター(8団体)、母子生活支援施設等(4施設)の計